

令和3年度決算のお知らせ

当基金の令和3年度決算をお知らせいたします。

I. 決算の結果

当年度の運用環境は、昨年度からの株式相場の好調の継続により年末までは堅調に推移しておりましたが、年明け以降は、米国での金融引き締めやウクライナ情勢等によって、市場が悪化し、大変厳しい環境となりました。

このような運用環境のなか、当年度における年金資産全体の運用利回りは0.72%と目標利回りには至らないもののプラスの利回りを確保いたしました。

II. 年金経理

[基金の年金・一時金の給付に関する収支を扱う経理]

貸借対照表（令和4年3月31日現在）

単位：千円

資産勘定		負債勘定	
科目	金額	科目	金額
純資産			
流動資産	144,094	流動負債	0
固定資産	37,044,458	支払備金	634,941
負債			
		責任準備金	28,289,873
基本金			
繰越不足金	0	別途積立金	8,263,738
当年度不足金	(注) 0	当年度剰余金	0
合計	37,188,552	合計	37,188,552

1. 年金純資産 36,554百万円（流動資産 + 固定資産 - 流動負債 - 支払備金）
2. 責任準備金 28,290百万円
3. 別途積立金繰越額 8,264百万円（別途積立金 + 当年度剰余金）

損益計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

単位：千円

費用勘定		収益勘定	
科目	金額	科目	金額
給付費	1,625,913	掛金等収入	881,759
移換金	22,862	受換金等	0
運用報酬等	166,895	運用収益	277,194
業務委託費等	21,879	特別収入	0
運用損失	0	受入金	0
責任準備金増加額	0	責任準備金減少額	678,596
当年度剰余金	0	当年度不足金	(注) 0
合計	1,837,549	合計	1,837,549

(注) 当年度不足金について(補足)

新財政基準では、「将来において20年に1度発生すると見込まれる損失」に備えて、「財政悪化リスク相当額」という考え方が導入されました。このため、当年度は従来の基準では▲4.7億円の不足金となりましたが、前年度の剰余金23.0億円と合算され、合算後の金額が18.3億円となり、財政悪化リスク相当額の範囲(当基金では70億円)内のため、剰余金には計上されず、責任準備金が増加することになります。

なお、従来の基準による剰余金は、

「別途積立金83億円+合算後の剰余金18億円=101億円」となります。

年金経理の主な用語の説明

- 責任準備金 将来の給付を賄うために、計算基準日時点で保有しておかなければならない理論上の金額のこと
- 給付費 年金および一時金を支給した額
- 掛金等収入 会社より当基金へ支払われた掛金等
- 運用収益 年金資産を信託銀行・生命保険会社等の運用機関で運用して得た収益

Ⅲ. 業務経理・業務会計

[基金の業務に必要な費用に関する経理]

貸借対照表（令和4年3月31日現在）

単位：千円

資産勘定		負債勘定	
科目	金額	科目	金額
純資産			
流動資産	92,224	流動負債	1
繰延勘定	0	基本金	92,223
合計	92,224	合計	92,224

損益計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

単位：千円

費用勘定		収益勘定	
科目	金額	科目	金額
事務費	36,211	掛金収入	42,087
代議員会費	1	雑収入	1
業務委託費等	550		
繰入金	0		
雑支出	397		
当年度剰余金	4,929	当年度不足金	0
合計	42,088	合計	42,088

Ⅳ. 財政検証

基金では財政の健全性をチェックするために、法で定められた年金資産の積立水準の検証を毎年度行っています。

積立水準の検証は、基金が将来的に存続することを前提として、将来の掛金収入を見込んだ上で、現時点で保有すべき資産（責任準備金）が積立てられているかどうかを検証する「継続基準」と、基金が決算時点で解散することを想定したときに、加入者や受給権者への保全すべき給付に対し、必要な資産（最低積立基準額）が確保されているかどうかを検証する「非継続基準」の2つの基準で判定しています。

■ 継続基準

純資産額を責任準備金で割った数値が基準値を満たさない場合、抵触となります。（ただし、1.00の基準値を下回っても不足額が許容繰越不足金[2,122百万円]の範囲内であれば掛金の見直しは不要）

当基金の場合、1.29と基準値を上回っており、継続基準を充足しています。

区分	当基金の積立水準	基準値
継続基準	$\frac{\text{純資産額 (36,554百万円)}}{\text{責任準備金 (28,290百万円)}} = \text{※1} = \text{1.29}$ (切捨)	1.00以上

※1：記載の数値は、当年度剰余金を責任準備金へ組入れ後の新財政基準による値。
なお、従来の基準による数値は1.38となっています。

■ 非継続基準

純資産額を最低積立基準額で割った数値が基準値を満たさない場合、掛金の見直しが必要となります。当基金の場合、1.24と基準値を上回っており、非継続基準を充足しています。

区分	当基金の積立水準	基準値
非継続基準	$\frac{\text{純資産額 (36,554百万円)}}{\text{最低積立基準額 (29,402百万円)}} = \text{1.24}$ (切捨)	1.00以上

(注) 最低積立基準額 (29,402百万円) は年金数理人による算定額

V. 運用の基本方針について(概要)

当基金では次の方針に基づいて積立金を運用しています。

運用目的	加入者、受給待期者及び年金受給者に対して定められた年金給付及び一時金給付をおこなうため、許容されるリスクの範囲内で、十分な資産を確保することを運用目的としています。
運用目標	将来にわたって健全な年金財政を維持するに足るだけの収益率の確保を中長期的な投資目標としています。
資産構成	運用目標を達成するために必要な政策的資産構成割合を定めるものとしています。ただし、策定時の諸条件が変化した場合、必要に応じて見直すこととしています。
分散投資	年金資産の運用にあたっては、策定した政策的資産構成割合を基本とし、リターンとリスク等が異なる複数の運用資産に分散投資することとしています。
運用受託機関の選任及び評価	政策的資産構成割合に基づき、運用スタイル・運用手法の分散を勘案し、最も効率的に運用方針を実現できる運用受託機関を選任し、定量面及び定性面等総合的な評価を行い見直すこととしています。

<中長期の運用方針(政策的資産構成割合)及び令和3年度運用方針>

中長期の運用方針(政策的資産構成割合)

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	オルタナティブ *1	一般勘定 *2	その他	計	リターン	リスク
20%	10%	15%	11%	14%	18%	12%	100%	2.0%	4.4%
許容乖離幅 ±8%						許容乖離幅 ±10%			

*1 オルタナティブ：株式や債券など伝統的資産に対する代替的な投資資産のことで、ヘッジファンド・商品・不動産などの資産クラスを指す場合が多い。

*2 一般勘定：生命保険会社において個人保険資産と合同で運用され元本と一定の利回りが保障されている商品。

令和3年度運用方針

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	オルタナティブ	一般勘定	その他	計	リターン	リスク
19%	10%	13%	11%	14%	17%	16%	100%	2.0%	3.3%

<令和4年度運用方針>

資産運用委員会を令和4年2月9日に開催し、令和4年度の運用方針について議論し、第72回代議員会(令和4年2月28日開催)において令和4年度の運用方針に基づく各資産の構成割合が可決・承認されましたのでお知らせいたします。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	オルタナティブ	一般勘定	その他	計	リターン	リスク
18%	10%	13%	11%	20%	17%	11%	100%	2.0%	3.5%

また、今年に入ってからからの厳しい投資環境に対応するため、令和4年9月1日に資産運用委員会を開催し、今後の運用方針について協議し、上記の資産構成割合の継続を確認するとともに、引き続き安定した資産運用に取り組んでいきます。

運用の基本方針についてご質問、ご意見がございましたら、以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

[お問い合わせ先]

三菱UFJニコス企業年金基金 電話番号：03-3815-6240 (担当：吉村)